

## 菅家遺誠とその和魂漢才説 (完)

加藤 仁 平

後篇 日本思想史上に於ける菅家遺誠と

その和魂漢才説の地位

### 第一章 菅家遺誠の偽作及び竄入の思想的背景

偽作年代に於ける天滿宮信仰の状態、所謂聖廟の御遺誓御日記菅公關係の偽作書及び遺誠といふ一種の文體等を明かにすることによつて菅家遺誠の偽作された理由も大體推測し得ることゝ思ふが偽作その物の研究と共に後日の發表に譲ることとする。次に吾人は第廿一章は如何にしてあの時代に作られ且つ竄入されたらうか、特に第四章に見えない「革命之國風深可加思慮也」の句は如何なる思想上の系統を引いたものであらうかを明かにせねばならぬ。第廿二章竄入の經過に就いてはその概要を中篇第二章に略説しておいたが、更に「やまとだましひ」和魂漢才等の語は源氏物語以來如何なる系統を以て變遷發達し來つたものであらうか、特に竄入の年代

に於てどんな人達にどんな風で使用されてゐたかを明かにせねばならぬ。併しながら余りに多くの頁數を要することでもあり、後日「大和魂の歴史的研究」としてまとめたいと思ふから、茲にはその一二を示すに止めておく。即ち日本書紀通證卷一、彙言、二十丁表！二十一丁表に見えてゐる

西土之建國以纂弒爲基業、堯舜之聖雖盡禪讓之美、然實非天地常經矣、(中略)

又曰西土之爲國有湯武之大聖、旣爲放伐之始、孟子之大賢復爲祖述之則、儒者紛紛有不得已之論、亦必到之勢也、(以下細註)今按五雜俎曰倭國亦重儒書、凡中國經書皆以重價購之、獨無孟子、云有携其書往者、舟輒覆溺、此亦一奇事也、武備志亦舉日本國嗜好部曰四書、則重論語、學庸、而惡孟子、此亦可以徵矣、西土旣有刺孟疑孟等之作、本邦蓋亦有其人也、夫當孟子時、周尙爲天下共主、然數說放伐、以動齊梁君、此所以我神人不可不聞之也、松下氏以五雜俎爲訛言、且曰日本有孟子、千有余年、古來宗之、是徒知考有無而不深究其實、不亦固乎、近有自警語載在護法集中、其論國脉、議孟子實有見焉、宜與王臣傳論併行、師鍊玄光固雖髮長之徒、予竊有取焉、(以上細註)獨恠我朝之人生乎、君臣臣忠厚、誠篤數萬歲之邦、何苦乃信外國二本之說、悍然不顧其天誅神罰之爲何物也。

といふ文章の中に「革命之國風深可加思慮也」の語句を發見することは出來ないけれども、さうした思想は十分に吸み取り得るやうに思はれる。當時かゝる思想は多くの學者の著述に少からず見えてゐるから竄入も亦それ等を背景としたものであらう。次に和魂漢才の四字より成る熟語を如何にして谷川士清が用ゐるに至つたかを明かに物語るものは直接師承關係にある左の一文であると思ふ。即ち谷重遠著秦山集二十一、雜著甲乙錄七、第二葉表にあるもので重遠が都翁先生澁川春海から耳聞せる所を列記してゐる中の三條實教を批評せるものである。

三條殿博學嚴毅、公卿無雙、於後苑於旅瑣、未嘗脫烏帽子狩衣、雖遇倉卒、威儀不少變、有職故實、和魂漢才、其學無津涯、故雖獲罪而蟄居、公卿莫不慕向、正親町殿亦每賞歎之、予嘗白公通卿曰、實教公可謂正矣、然生平無和、與人交皆不合、不知後如何收殺、可慮、後聞嫡男雖及三十歲、公不請朝參、人諷之、乃只言濁世耳、其矜簡之氣象如此、故嫡某雖資質優美、竟不元服、只名某丸、卒之、遁世滅跡、可哀哉、凡此皆高才博學輩、所當敬思也。

こゝに所謂三條殿といふのは改正諸家知譜拙記二によれば承應四年權大納言正二位元祿十四年十二月九日、八十三(二一)で薨じたといふ三條西實教の事である。谷川士

清は日本書紀通證卷二に「重遠曰」を引き、卷一には「澁川氏謂」を引いてゐるが共に垂加の流を汲む人達であるから、和魂漢才の四字は春海が既に談話に於て之を用ゐたか、重遠が筆記に於て始めて之を用ゐたかは明かでないが垂加の流を汲む士清が同じ流を汲む者から繼承したと丈は明かに言ひ得る。秦山集に「和魂漢才」の成語が現はれてゐることは大正七年七月の偕行社記事に於て亘理章三郎先生が日本魂の研究及び其の養成(八)の中に發表してをられる。この秦山集よりも古い用例があらうかとも思はれるが兎に角之だけからでも彌富氏が國學院雜誌第十五卷に於て「和魂漢才」の詞は日本書紀通證に初めて見えた」と約言されたのは當に訂正せらるべきである。

## 第二章 菅家遺誠及びその和魂漢才説の影響

### 第一節 偽作されたる菅家遺誠の後世に及ぼせる影響

竄入された兩章の影響については第二節に詳説する筈であるから、茲には凡て右の兩章を省いた三十三章の後世に及ぼせる影響に就いて略述するとする。中篇第一節に於て簡單に觸れておいたやうに遺誠の偽作されたのは相當古いものであるが、江戸時代の末葉兩章の竄入されるまではさまで大なる影響を思想界に及ぼしたとは思はれない。否兩章竄入後と雖もその兩章に比較すれば何分の一にも過ぎ

ない程僅かなものであつた。但し竄入によつて遺誠が著しく勢力をもつたといふことが事實であつても、兩章そのものもこの遺誠に竄入されたるが故に頓に有力になつたといふことは又事實であるに相違ない。して見れば竄入されたる兩章特に「和魂漢才」の四字が今に至るまで偉大な力を有するといふことも亦、僞作されたる菅家遺誠の後世に及ぼせる影響の重要な部分であるといひ得るであらう。

一部の寫本が作られたといふこと、ある人に讀まれたといふこと、その何れもが僞作されたる遺誠の影響である、而も影響は影響を生み、結果は結果を産むものであるから、新に作られた寫本は更に次の寫本を起し、ある人は次の人に何等かの感化を及ぼすであらう。假に寫本について考へても若し曾て存した寫本の凡てが知られ得るならば如何なる系統を以て如何なる方面へ何時頃から如何なる速度を以て複寫又複寫をなしたのであらうかが分明するであらう。そしてそれ等の寫本に關係ある學者の著述等を檢することによつて更に詳細なる具體的影響の迹を辿り得るであらう。

菅家遺誠が室町の後半に僞作されたと考へられるに拘らず、現今の吾人を以てしては未だその當時に於ける影響の何物をも捉へることは出來ない。寛文七年に歿

した白井宗因が其の著神社啓蒙に於て「摘平素彙倫之要、而其列目幾三十條、尤有補於後世者矣」と書き遺してくれたことがその最も古いものである。かうした意味に於て當代の神道學者に影響を及ぼしたことは第一に注意しておかねばならぬ。

次に今迄發見された寫本中最も古いものかと思はれる近衛家本となつて攝政關白太政大臣家熙公の名筆を煩はしてゐる。而もこの時既に例の奥書が附記されてゐるのを見ると元祿よりも前に於てこの奥書僞作といふ一事件を起してゐたのである。之が轉々して東坊城家本となり、北野文叢本となるに當り奥書そのものにも「元弘二年五月下旬」といふ一行の加筆を見るに至つた。

如何なる系統を經來つたかは明かでないが中將嗣義朝臣の本を經て右京權大夫賀茂清茂の本となるや、現存する丈でも神宮文庫本三手文庫本及び宗武本(家藏本)を生んだ。若し夫れ村井古巖傳に述べたやうに「塙保己一が群書類従を校輯するに方つて林崎文庫に赴き其の古巖の献本を底本にすること數百部に上つたといふ」中に菅家遺誡が含まれてゐるとするならば續群書類従本、即ち北野文叢本の奥書に見えてゐる塙檢校本は清茂の系統を承けたものといふことになる。而して黒川家所藏の續群書類従本は更にその檢校本を繼承せるものに外ならない。(尤も之等はそ

三者を比較校合することによつて分明するであらうが借覽困難の爲め未だその機を得ぬ)

菅家遺誠が尾崎雅嘉によつて群書一覽に解説された享和元年の頃には第廿二章の竄入が始まり、其の後遠からずして尾張本に第廿一章の竄入があり、更に合同の竄入が行はれて、北野文叢本の奥書を見るに至つた。是等の顯著なる竄入の始まるのも亦遺誠の影響である。木活本は何部位いつ頃印刷されたのか明瞭でないが多分は竄入前の――少くとも竄入章の有勢とならぬ前の――影響の尤なるものであらう。

而して黒川春村の所謂流布本即ち春村の見た五六本によつても吾人は當時諸種の異本の存在したことを看取すべく、曼殊院本及び太宰府本以來竄入の板本が相當盛に行はれたが一方山岡明阿(註一)や小山田與清(註二)のやうに僞作に注意した人も必ずしも少くはなかつた。

註一 明阿の類聚名物考五七二(明治三十八年近藤出版部刊による)に曰ふ。

菅家遺誠 一册 これまたくの僞書なり、菅家の御作なりといへどもその書の中に書し所々、宋學者の詞有り、後に御名をかりて作れるものなり、俗書に菅相丞往來などの類なり。

二、碩鼠漫筆一四二五 小山田與清曰此の書は亡せて傳はらず今の本は後人の僞書なり、拾芥抄にも載せざれば夫れよりさきに失ひしなるべしといへるはげにさる事なり。

黒川春村は碩竄漫筆に於てとにもかくにも此御遺誠の世間の本は信がてなる物なり、學者よくおもふべしと断定した次に細注して東坊城聰長と菅家遺誠との前期に於ける關係を示してをり、同時に大國隆正との前期に於ける關係をも示してをる。即ち、

ひとゝせ野々口隆正訪來て何くれと物談らひけるついでにつねにある菅原家に參り通ふよし云たりければ、此御遺誠はいかにと問るに、さればとよ其事なり、己もかねて心にかゝれば、其御家カに參りそめしすなはちまづ此事を打いでたりしに、さる書はありやなしや、名をだにしらずと宣ひしかば甚く望を失ひたりしに、近頃おなじ卿の御筆を請て、或人北野に石ぶみを建たり、立よりて讀て見れば、さきにはしらずと宣ひし文なり、こは必所以ある事なめれど、さのみ口廣くも云がたしと語りき、是も亦不審き事なり。

といつてをるが春村のこの文が何時頃のものであるかは大震火災に原本を失つた(黒川眞道氏報)といふ今日では全く見當も付け難いらしいが嘉永元年建碑後に隆正と會見し、而も之を記録したのはその後數年を経過してゐること、丈は右の文で推測し得る。又文中の菅原家が東坊城黃門聰長をさすことは北野の石ぶみで分明する。

隆正が東坊城家に出入を初めた當時東坊城が菅家遺誠といふものゝ存在を知らなかつたものでその後何時頃から如何なる道行きで二章執筆時代となるかも面白い問題であらう。六人部の考を應用すれば平田篤胤の宣傳後の結果であるとも思はれるが明瞭でない。

上述の如く嘉永元年建碑後、さのみ口廣くも云がたしと春村に語つた隆正も嘉永三年頃には既に道眞の眞作なることを主張し、誤解と附會とを以て色々に説明してその著倭魂四丁には次のやうに云つてゐる。

そのかみ遺誠といふ一體の漢文あり達意を旨として文章の斐アヤなきものなり、朝家にては宇多天皇の御遺誠をかしこミたまひ博士たちは菅家遺誠をかしこきものにせられけん、やまとたましひといふことその書に見えたり。

桐壺の卷に宇多のみかごの御いましめといふことミえたるは寛平の御遺誠をいへるなり、をよめの卷にやまとたましひのことあるは菅家遺誠によられしものなり。

彼は又菅家遺誠を偽書に非ずとして極力辯解し、文章文粹等に見えたる文章と相違せるを以て、かれは文章をむねとしてかゝせたまひ、これは達意の文にて差別ある

ことなりといつてゐる。之に反して六人部是香は師翁篤胤以來の誤解を論じて故ありて此語彌事なきあたりに聞えしかば、或人のかの異本の寫しを見せ奉りしより、久方の高貴あたりにもさまぐ持映したまふ事とぞなれりける。されども其根元を推究むれば師翁の諾て開題記に記し出られつるより事の起れるにて、甚も可畏く憂はしき事になんありける。

そも古學の世に開けそめしより其學にと心ざす輩は負氣無けれど其力の及はんかぎり、大朝廷の大御爲にと種々心を摧て、其道の世に明亮ならん事をのミ勤めいそしミ仕奉れるが故に、中昔より世にも知られず隠るひたる古書どもをも數多とりいで、珍重たき著述なども甚多く世に出來つるを、それらの書どもとはやうかはりて如何なればか此事の邂逅ゆぐりもなく高く聞えあげつるをあやにくに如此虚偽の所爲より出つる事なりしはいはんかたなく可畏しともかしこくいど恥かしく慷慨き事になん。

と悲んでゐる。二章竄入後は頓に重視されて嘉永五年版の甲乙丙三本となり、太宰府の文久元年版となり、更に明治六年には嘉永五年版乙本と殆ど同一のものが京都から出版された(註一)。その後明治四十年に北野文叢刊本となり、同四十三年に日本

教育文庫本となつたことは先に詳述しておいたがそれ等の序跋の中には例の兩章以外の點に就いて力説してゐるものもまゝある。即ち僧正光通の序に「補風教稗國家」を説き、大中臣教忠の序には外蕃下裔之客來朝寓鴻臚者公卿不可往見の數語を以て「在今日實爲救時良藥矣」とし、法眼清根の跋には第四章を引き、且つ遺誠の僞作ならざることを説き、紀維貞の跋には「菅家遺誠一書神意玄妙固非肉眼所得而窺知也」といひ、且夕莊誦有「年矣」といつてゐる。但し維貞の述べてゐるやうに「御遺誠の摺本ハ世上に賣買をゆるされず」〔註二〕従つて前篇第二章で述べたやうに木板本の悉くが賣板になつてゐない。併し北野の私本は「懇望の人々もおはさは北野上の森學堂にまかりて申こはれなば望みにまかさるべし」この事であつた。

註一 この版については前篇第二章に於て漠然と書いておいたが、最近西谷洪水氏手澤のものゝ手に入れたから改めて解説しておく。即ち序文も本文も乙本と同じであるが紙質と表紙の色とが稍々異り、且つ明治以前に於て未だ嘗て見なかつた發行書肆の名が出て賣版であることを證明してゐる。而も、須原屋茂兵衛以下の三府發行書林を掲げてゐるが最後の京都一條通柳馬場角石田忠兵衛が發行主と見るべきであらうと思ふ書肆竹苞樓主人の語によれば石田氏は今の大阪積善館の前身で北野天満宮出入の書肆であつたことである。

註二 現在京大に所藏する内田銀藏博士舊藏の菅家遺誠二冊、何れも嘉永五年版丙本であるがその書入れ本の見返しに包み紙を切つて貼つたと覺しきものに、次の十七字が三行に印刷されてゐるのも維貞の此の論を裏書するものである。

曼殊王府藏 菅家遺誠全 猥不許賣買摹刻

北野の出版については、座田右兵衛大尉から鈴鹿筑前守様にあてた十月十六日附の書翰に、

借先年遺誠さし上候哉に覺へ申候誤字も有之序跋も不入分御座候此度御改板拜借の御本中和魂の語哥迄さし加り候て先々誤字も少なく候哉猶御心付も被爲在候は、無御隔意可被仰候鈴鹿三七氏藏

と述べてゐる。鈴鹿家文庫は連胤翁以來變化せぬものとの事であるが現存するものは前篇第二章に解説した嘉永五年版甲本と丙本とだけである。従つて明確ではないが、右の手紙にあてはめて考へれば、先年遺誠さし上候哉に云々とあるのが甲本で、此度御改板とあるのが丙本ではなからうか、御字を附してゐるのは竹内御所に對する敬語であらう。

次に少しく時代の下つたものであるが慶應四年五月に於ける皇學所規則(日本教  
育史資料卷二十二)の學制之事(一四五頁)には、近くは人習て綱常倫理を明にし修身治  
國の要務を精察して遠くは神習ふて神聖の闡與幽顯の玄妙を窮極可致事といつて  
菅家遺誠の第四章第二十一章及び第二十二章に關係ありげな文字を並べてゐるの  
みならずその本學授業順次の初等の條には兼課ニサツクヘシ(一四八頁)といふ所に  
菅家遺誠の名をもあげてゐる。

以上菅家遺誡の全般に就いて述べたから二卷三十三章の各部に互つて諸本の異同を比較校合し併せて後世諸家の著述に引用されたものを列記しようと思ふ。安齋隨筆卷之一には書籍の校合を論じて、

書を校合する事を知りたる人の校合するには彼の本の善きを此方の本に書入し、惡き事をば消すなり、事を知らざる人の校合するは彼の本とよみくらべて相違の文あれば善惡の考もなく違ひたるほどの事をば妄りに此方の本へ書き入るゝゆへ其の本汚れて却りて惡本となり、義の通じかたきやうになるなり、されば事をしり辨へたる人の校合したる書をば貴ぶなり、惡敷事を書き加へたるは妨になりてわろし、事をしらぬ人は妄りに校合すべからず、あたらず本を反故にするなり(故實叢書本二十五丁)

と注意してゐるが茲には諸本を比較して各章細部の變遷を明かにしたいと思ふから敢て凡ての差異點を書き込んでおくことにする。全文を掲げるといふことも冗長の嫌は免れないが一には各章についての價値を批判する爲めと、二には諸種の異本の價値を判然たらしめる爲めに採つた道に外ならない。今後珍しい寫本や引用を發見する毎に怠らず校合を増して行けば各種寫本の系統も益々明確になるであ

らう。茲には便宜上文久元年版を底本として次の略符號を用ゐる。

コ 近衛家本(京大寄託) 甲 嘉永五年版 甲本 谷川 谷川士清日本書紀通證卷一の引用

キ 北野文叢本(寫本) 乙 同 乙本 尾崎 尾崎雅嘉群書一覽の解題

ム 宗武本(家藏) 丙 同 丙本 篤胤 平田篤胤全集十二、古史徵一之卷一六六頁の引用

ミ 三手文庫本(上賀茂神社) 伴林 伴林光平著園の池水の引用

ヤ 屋代弘賢本(阿波國文庫)

菅家遺誠卷第一

一、凡仁君之要政者以撫民爲本民者神明賚也本朝之綱教者(孝・コキムミヤ谷川)以敬神明爲最上神德之徵(國・伴林)

妙豈有他哉

谷川士清は日本書紀通證卷一、十二頁に菅家遺誠曰仁君之要政者以撫民爲本を引用して細註には

敏達紀曰天皇所以治天下政要須護養黎民、

とし、直ちに、民者神明賚也を引用しては

鎮座傳記曰人乃天下之神物須掌靜謐○左氏傳曰民神之主也古事記序曰覺夢而

敬神祇所以稱賢后望烟而撫黎元於今傳聖帝、

といひ、又曰本朝之綱、孝者以敬神明爲最上、神德之微妙豈有他哉を引いては、

神武紀曰郊祀天、神用申大孝。○孝經孝悌之至通于神明。

といつて常に古文を引用してゐる。次いで大國隆正もその著倭魂十六丁ウラに

三略には庶民者國之本とあり、菅家遺誠には以撫民爲本とかゝせたまへり、たゞちに民を本といふと撫するを本とするとはその意味たがへり、

といつて和漢の差をつけてゐるが伴林光平は第一章の本文をその著園の池水(安政六年)に「凡仁君之要政者以撫民爲本、本朝綱教者以神明爲最上、神國之微妙豈有他哉」として先づ本章の「凡」字を

此は遺誠の卷首に標置し給へる一章にて總て此遺誠の文格、每章凡字を篇首に冠らせて記させ給ひたる中に、今此卷首なる凡の字は他章なるとは意異也、其は他章なるは唯其一章にの給む事物の上のみをおほよそに采總ての給へるにて、其意狭く淺きを、此所なるは異にて、凡とは萬國を采總ての給ふ語にて、と解釋した上で、和漢の差を力説して次のやうにいつてゐる。

仁君とは彼漢國の堯舜禹湯文武等をさしての給へり、其は彼等の人牧とりく、に仁慈を宗として世人を取撫つゝ能其を懷從へて世を治めつる故に、且く與て

仁君とはの給ひたれど、次に本朝綱教者と簡別給へるにて潜に撫民の二字にて彼等を貶め給ひし御意みへたり、其は撫民を宗と勤るは衆に善人と思はせて、さて懐從へんとの心巧より出る事にて實は天地の自然なる眞情にあらず、故勤て善事の極を爲して人を懐け、他の國を奪取て、又他に奪はれじと強てもて行ふ異國のさた也。故れざる異國の撫民の術は、本朝にては最々末の末道にて、唯神明を崇敬ふ事を道の本とし給へりと論定し給へる、菅神の大和魂長に仰ぎまつりて、上なき本朝の綱教ぞと貴び重すべし。

彼は又文久二年四月にものした三政一致説に於ても次のやうに本章を引いてゐる  
 (本節に引用する光平の文はこの項以外は凡て園の池水に據る)

……等見えたるをもて、王政の即神政なりし其世の大御風を知へし、猶菅家御遺誠に凡仁君要政以撫民本本朝綱教者以敬神明爲最上と曰へるにて彌々増々に

皇國の古風の最明白きをや(大正八年十一月刊行伴林  
光平全集下卷六三丁ウ)

(祀・ユキムミ尾崎)

二、凡本朝者天照太神之裔國而天孫瓊瓊杵之尊臨位之地菅禰祭之法無可因漢土之法

(之以・ム)  
(齋・甲)  
 齋卜兩家之氏人以之預有司之員

篤乃玉籤には偽作の證として尙此外にも菅禰祀祭之法無可因漢土之法、齋卜兩家之

氏人以之預有司之員……などある事の信難く云々と論じてゐるが同じく僞作を問題にした黒川春村の碩鼠漫筆では本章を論據として僞作者をさへ次のやう推定してゐる。

如此見えたる齋卜兩家は齋部卜部ならむことしるし、抑祀祭の有司といはむは中臣齋部の兩氏にして、卜部は所役の神部なる事、凡て神典に見えたるが如し、されば中齋兩家とは云べけれど、齋卜と對揚せる例は、曾て舊記に見しらぬ事なり、さるを所以なく中臣をば除きて、齋卜としるしたるは自家を尊くすべき設けに僞作しけむ事、今見るが如し、かゝれば卜部家より出けむといへるも違ふまじき事をおもふべし、又卜部家の僞作ならむ事をおろく、心得たらむ上は、かの鹽尻辨卜鈔、巫學譚弊等に見え高き兼俱卿の仕業かともいはず、まほしきこと、ちするをいかゝあらむ猶考ふべし。

本章を菅公の遺訓として尊重したるものには伴林光平の園の池水がある。曰く、  
神祇を敬ふ事を皇國の大道として殊に重じ給ひし程著く萬漢國の末道に泥み給はざりし程も明に知れて、實に愛痛き萬世の龜鑑也、此遺誠の頃、專漢學に踏迷て、萬に漢國を貴ぶ世の風俗なりしかど、猶神祭のみは露ばかりも可穢漢國風は

交へ給はざりし也云々、彼菅家遺誠ニ凡本朝者天照大神の裔國而天孫瓊々杵之尊臨位之地と告給たる如く懸卷も綾に長き云々。

三、凡神事之樞機者以正直之道心事之則神照降（ナシム）于此ニ立至遊于此故中臣鎌子神照之表曰神明如水精神德如池水神明與神德分一而無分一之理云々。

篤乃玉籤に曰ふ（ナシム）また正直道心云々、中臣鎌子神照之表などある事の信難く云々（ナシム）と四、凡治世之道以神國之玄妙（ナシム）欲治之其法密而其用難充之故夏殷周三代之正經魯聖之約書平素簪之冠之服膺（ナシム）而當至其堺界

第四章は後年第廿一事と改作される程重大なものである爲めか、比較的諸書に引用されてゐる。その主なるものに就いて末文の變化を検すれば次の如くなる。

當至其堺界細塵、近衛家本、北野文叢本、三手文庫本、屋代弘賢本、

、、、細、宗武本

、、其細塵、

谷川士清本、内田博士舊藏の書入れ本にも、日本紀通證一ノ十八

丁所引服膺以下八字、作當至其細塵五字似爲是矣と書いた貼り紙があつて而も博士の筆ではない。

、、、堺界 嘉永五年版甲本乙本丙本、文久元年版、明治六年版

平田篤胤も古史徵一之卷に本章を引用してゐるが嘉永五年版丙本に於ける法眼清根の跋にも左の如く本章を利用してゐる。

世を治る道はしも神國の妙に奇しきいはれ有ておのつからなる法ありといへども元ノ蜜にして充難きがゆるゑに漢土夏殷周三代の正經魯聖が約書を學ひて其法を用むに粗違はさる旨をさとし給ひ云々。

篤胤の流を汲む平田鋳胤も古道大意の由縁(文政七年甲申正月)に於て本章に基づいたらしい語句を用ゐて

抑わが國の道に於ては開闢以來 帝位一トたび立ちて君臣の等萬世動く事なく彝倫の敝はた自然に具れり。これ但し 神これを其性に賦して生つくしめ給へるなり。是を以て治國平天下の道事實の上に昭々たり。此我が 神國の玄妙にして彼戎夷の小徑と豈同年の誤ならむや(國民道德叢書 第二篇三二頁)

といつてをり、中條侍從信禮も和魂邇教山口梁(安政四年二月序の木版本三)に於て「故菅原の大臣も凡治世之道以神國之玄妙欲治之云々との給ひしを以て元來天朝ハ皇國の古道あれど神代の事理幽微によりて外教を以て本教の羽翼に用ひられしにてよきことは羽翼とし天朝の古道本教國體にそむきしことは摘捨らるゝことなりけ

りといつてゐる。然るに黒川春村は却つて本章を以て偽作の論據として「以神國玄妙其用難充といひ漢書などを服膺して其堺に至るべしなどいへるいともかしこき臆斷なるに非ずや、いかで菅廟のかくは宜ふべき」と評してゐる。

五、凡神器政器者尋釋於有司之精令(日局に之・ムミ)掌其法規假令(手が耳にならム)雖有新古之班更莫厭之大鹿嶋之命(雖・ミ)

爲祭主之時神器及闕弊則以眞柳(坂樹・谷川)之連葉爲平敷以膳手之葉(爲葉・コキミ谷川)梳令足其便中大兄之皇(ナシ・谷川)

子者新冠不有其頭則以眞木之群鬘爲冠向拜(在・谷川)於天皇焉彼者神臣是者儲王也古蹟之(手・谷川)

影照萬世之子臣最以神而入玄者也(方・ム)

谷川士清の日本書紀通證卷一、十三丁表裏に「菅家遺誠曰」として大鹿島之命以下全文を掲げてゐるがその終に細註して「大鹿島見垂仁紀中、大兄見舒明紀以葉爲盤出神武紀以木爲鬘出神代紀」いつてゐる。(薄・キムミ)「前篇第一章一四參着」(摩・コ、磨滅)者・コキム

六、凡治天之君者因準於先王之法則太古之傳(之・ム)和而治之民無妖災天殤之苦(土・コキムミヤ)土無水旱蝗(下・篇胤)

蛙之辛矧(ナシ・ムミ)於神孫之皇國(又・ムミヤ篇胤)乎與堯舜治天之德其貴有其天孫(又・コキ)其樂有八十河原之神療(ナシ・コキムミヤ)之

神樂

七、凡入租貢稅之法者大概法先王之道(察・コ)監(藩・ムミ)察(撰合・コキムミヤ)蕃國神風之奧(機令・コキムミヤ)機令格吏幹之刺史無甲乙左(元究・ム)右之民役專烹鮮者(省榷・コキムミヤ)魁之愛治之正(也・ミ)之則神明夜守日護(々・ムミ)護幸給國土與高天原之無窮(元究・ム)可同尊(越・ヤ)越(越・ヤ)焉

篤乃玉籤に偽作を論じていふ。

漢文の方にとりても神明夜守日護護幸給とあるなどは論るも足らぬ怯き書様にはあらずや、尙此外にも寛平延喜頃には符はざる事ども多かれば菅公の書にはあらざる事は疑はざる事は疑無けれど云々

(古老・コキヤ)

(土・コキムミヤ)

(吏・ム)

八、凡臨期之朝儀者隨先王有職之臣正重祖歷代之士材而宜無朝家緩懈之公事

九、凡有樂之會式者有因漢樂有因和樂雖然三家五子之調樂本朝之眉目也然則令神遊于幽玄微妙之域(城・キ)使民歸于淡水澗戸之屋(ナシ・ム)但蕃樂(ナシ・ム)催馬樂(ナシ・ム)朗詠之御遊又是異樂之一調清暑露臺之逸興也尤至其奧旨使感鬼神之一助也

屋代弘賢本では本章は前章から續いて行を改めてない。前篇第二章末及び中篇第二章一の(三)に於て國書解題及び群書一覽に見えてゐる三十二條本のことを記して

おいたが今回徳島縣立光慶圖書館に於て屋代弘賢本を見るに及んで私は所謂三十二條本も某條が缺けてゐたと見るよりも列記する時行を改めなかつたものゝあつた爲めに總數に一ヶ條の不足を生じたのではなからうかと考へるやうになつた。

一〇、凡(詩・ヤ)詩賦之興其旨趣與歌樂一般也加之詩者直五倫十等之列(純・カ・ム・ヤ)糺敵國舊讎之癡賦者

述長舌短手之便通不備危樑之何尤以(詩・コキ)詩賦之二什其德用與歌樂至一至二三事合理

之便能也當家素生馳走履急鞋之浪插(緩・コキ)緩木冠(本・甲)之星則二事兼學之才用宜爲規模者也乎焉

屋代本のはり紙には最後の二行に對し此文菅家の書なる徴となすべき者乎とある。

一一、凡歌什詠吟之弄者鬼神交遊之梯階夫婦偶和之基也(十四字欠・ム)鬼神交遊萬品生育之則舉國

純一千物繁榮焉夫婦偶和者則民生淳質早水各趣也故(待・ム)伴黃門者述鵲霜之情柿三品

者賦諸山之鬣舉一之麗趣也

屋代本のはり紙には黃門は家持三品は人丸也然れば此書古今以後のものなるを知べしとしてゐるが篤乃玉籤には伴黃門者述鵲霜之情柿三品者賦諸山之鬣(シツレ)を引いて、

伴黃門とは大伴家持ぬしの彼かさゝぎの渡せる橋といふの歌をさしたるものなるを、此歌はいはゆる家持集といふものより採て新古今に撰集せられし歌なるを、新古今撰集の後にこそ人の口にも會炙しつれ、撰集ならざりし以前に取別て引出らるべき歌にもあらず、本より彼主の歌にはあらざるをや、また人麻呂の諸山之靈といへるは古今集の龍田川紅葉流る神南備の三諸の山に時雨降らしとある歌の左注に此歌不注、入丸歌とある左注を頼て、人麻呂の歌と推定て舉つる強説なるのみにあらず、人麻呂を三品といへるも、古今序の後の纒入本に據て書るものなる事云も更なり、菅公頃人麻呂を三品と云ることある事無し、本朝文粹にところく出たるは更なり、後の古今眞字序にすら大夫としるせるをや、と僞作を論證してゐる。稍々後の伴林光平は本章の前半を引いて次のやうに利用してゐる。

扱其神に仕る道は所謂鬼神交遊の一事にて其鬼神交遊の境に至らん階梯は、義慣神明の歌を除て又更に何物か有む云々、所謂舉國純一にして千物の繁榮するも、尾生淳質にして卑水の宜しきに適ふも悉く師木島の道の得益也。しか得益の有なるもげに然も有べき理にて其は神隨の大道を尙び深く神祇をもて敬つ

身も心も清々之ければなり云々、

一二、凡營神社修佛閣之旨意雖未可有來(格ヤ)。格照降之實敬之有此敬疎之有此疎眼底情機之所到通徹至妙之要底也

一三、凡主上着御元服乘輿之具調度殿階之差別雖有級階省(尊ムミヤ)。艸服穴居之往時則以外物飾粧之具當貴非有威德色樣之別然者以疎龜不遠之物可備御便也

一四、凡外蕃下裔之賓客來朝于鴻臚之寓者假令雖有朝家益便之儀至王卿等(持ヤ)。持(特ヤ)。特(キムミヤ)。非可侍於謁見(之興コキムミ)。興(コキムミ)。見(ナシムミヤ)。歟。亦於(階キム甲ミ)。階(キム甲ミ)。陛下乎所謂藤仲卿者汗紳帶於臚館之塵田淋者默什尾於蕃蕪之拙皆以蕃客會語之乏通譯也

屋代本のはり紙に曰く「此古事何に見え候乎」と。

一五、凡市店朝夕之交買者待有司之處分會以非可定於他言雖然輒王卿槐流之徒爲市中之亞遊剩間行微服之遊酷不器(ナシムム)。之至也

一六、凡鷹犬者便田獵幸民望但遙越民望耽鷹(骨コキムミヤ)。骨(骨コキムミヤ)。肯非守門養狡犬之利不可思議之至也

一七、凡山海川澤之利爲口譯莫求之假令雖爲田家不可及細(網キムミ)。網(細キムミ)。網(細キムミ)。戰擊之獵(擊コキヤ)。擊(擊コキヤ)。

一八、凡宮中私聞(ナシ・尾崎)之侍女之數大概宜減家丁之五等但有病之婦家者隨家祿之多少置外妻籌婦之儀各用之法也

一九、凡詳刑之便(政・ムミ尾崎)故者隨笞杖徒流死之五等族類五等之親別更以不可混也以薄賞者重

賞物以重罪者(物・ム)薄罪科之事古今大略無爲其過罪科者(ナシ・ム)如外面之塵身命如寶鏡之光罪(質・ムミ)

科使(便・ムミ)至無之者身命有明鏡之光(戸・ム)刃傷之言君子賤之大理諫議之官事者天下之樞(機・ム)職(職・キミ)也

二〇、凡武備之藝事府官之所試也雖然踈文道則其武庸拙而備便(此間脫字歟・ム)背(背イ・ヤ)古典故四道之將帥

賜節鉞之時侍儒取經史之要(史イ・ヤ)含(火・コヤ)之令學其急之事律條之所定也假使雖有暴虎掠熊之

器無文物之節如赤子取雄劔最上之勇士將帥(師・ム)之量者有文備(之・ム)之兩條者也

日本教育史資料五、卷十三、四八丁以後、舊盛岡藩江幡氏和漢一致博議國學教授、江幡通高述に曰ふ。

崇神天皇の兵器を諸社に納れ、垂仁天皇の兵器を以て神を祭ることを始めたまひし皆偶然には非ずして中世節鉞を四道將軍に賜ふの日侍儒をして經史の要を講し律條の急なる者を授けしむるも管家遺誠亦只此意のみ、

菅家遺誠卷第二

一、凡放鷹獵獸之遠遊者王者臨國之機不可過雖然逸興與珍獵之二遊(從本違乎)違王者之望者令

民至荒蕪之田令物落不慈之役嗟呼放鷹獵獸之差別無遠慮之難宜盡成功焉。

二、凡僧尼之新徒者為牧宰所令之臣計戶口人民之多少考(永水乎)水旱病災之用待禮部之處分

待本官主省之下知者(本コヤ)往遊之可否而可請省之度緣令至自行之器也

三、凡冠婚葬祭之式條守自鬼之官秩與譜第之歷名不可越其分樣但其分秩歷職雖(六ム)叶宜

從薄式假(ナシム)莫用美麗重器之飾矧也於越其分乎

四、凡服忌者別五等之親屬辨期祥之年月令親屬不可為不備之鬼神令(神コキム)馳異性令鬼降不

遊之祭之語者(遊コキ)揚禮部之常所守也最順親常孫之龜鑑不可過之也

五、凡公家官用之新領者受領改補之節每例有之以格勤(勤ヤ)仕官之鑑可正之也

六、凡朝市班列之官戶商戶輒犯公堺兩市之令司剩耽輕情失本省之條豈有他矣彈正之

急責可及此假令雖及楚忽之刑事(二十二字欠ム)毫釐不可為刑官之恥也(私私歟)最後ニ耻恐私歟キ

凡極官之長上者雖爲則闕之任其器酷政而下亂者與一章三難之則朝佞臣走野讒夫

馳焉之故言豈不疑乎法家之儒門吾家之紀流重之勸之以德治妖者堯舜之臣民也常

思之案之則市言流音及消盡如日下之霜炳然無毫髮之災害者也

八、凡朝野之格勤諸蕃邊要之武器任其撰舉隨聲譽令居其官之儀宰官之重路也

九、凡良家之子及十有五等之學田但庶流者有三等之學田故其用有便其道到出身不好

之則嫡家者宛百日之徒罪庶流者及五十日之徒罪此專非責其人一向令進學林也思

之憶之

一〇、凡街路巷保之中妖靈神莊奇佛先規之極刑以治部省之分牒不及其牒結之則以定

額本院宛三年之徒罪以治部省宛百日之徒罪也

一一、凡揚名之官職者取大間職事宛其用好攝關將帥之職者以揚名之名爲比興之義國

政及虞氏之法民用至周家之富爭有揚名之名矣尤以可爲管轄之規模也

一二凡京畿及急火之則二京之所司急當火之宅可止其災彈正之所司者可戒非常之班

民非禮之諸士神祇之所司者執職可候三種之神器之條不可思議之國法也

一三凡震雷有朝家者左右之侍臣近席之侍女以火爐之香煙可供

主上之尊耳也公家者以其分限亦可如此也

篤乃玉籤では第二卷第五章と共に本章の「公家云々」を根據として「公卿をさして公家といふ事は五百年ばかり以往より唱初つることなるを……」などやうに記せるも五百年以來に記つる正しき徴なり」と僞作の年代を決定し最後に「按ふに四五百年以往に法家の末書などの有つるを基に探て菅公の書に擬して僞作しつるものなるべし」とさへいつてゐる。

現今の活字を以て表はし得ない微細な區別は止むを得ず省略することゝして、明かに文字の誤謬相違と認められるものゝみを示したのが右の表である。北野文叢本の活版に附せられたものは前述の如く誤植が多いから茲には用ゐなかつた。尙神宮文庫の寫本は三手文庫本及び家藏の宗武本と同じ系統のものと思はれるがそ

の寫本も木活本も相悪く圖書館移轉の爲め書籍全部が荷造されてあるので明年新築文庫の開庫されるまでは如何ともすることは出来ない。従つて木活本がどの寫本の系統に屬するか今のところ私にはわからない。嘉永五年版甲本乙本丙本及び文久元年版は大體に於て同じ系統の寫本から出たことは斷言し得る。内容から云ふと嘉永五年版丙本と文久元年版とは共に比較的よいものだと思ふ。近衛家本は骨董的には極めて立派なものであるが本文の上では必ずしも優れてゐるとは認められない。活版本は誤植のある點で何れも危険である。

諸種の文献によつて作り得る諸本の系統は大略次の如きものである。

菅給事庸安本—藤原實純本—藤原定常本—近衛家本

東坊城家本—北野文叢本—北野文叢刊本  
屋代弘賢本

中將嗣義本—賀茂清茂本(神宮文庫本)—三手文庫本

宗武本

續群書類従本—黒川藏類従本—

曼殊院本—嘉永五年版甲本—乙本—明治六年版

太宰府本—文久元年版

黒川藏寫本

日本教育文庫本

此の中には六月號で詳述したやうに現存しないものや初めから存在しなかつたらうと思はれるものもあるし、又系統不明の爲めにこの表に漏れたものも少くない。次に近衛家本を中心として比較校合の結果を統計して見ると、大體次のやうになる。

北野文叢本 屋代弘賢本 三手文庫本 宗武本

共通點 三六 三〇 二八 二三

相違點 二〇 三〇 五〇 九一

若し字數を以て異同を計算すれば宗武本のやうに闕字の多いものは相違の數が著しく増加するであらう。此の異同表から歸納すると、屋代弘賢本は近衛家本と同一の奥書を有するにも拘らず北野文叢本に比して相違點が多いのを發見する。賀茂清茂本の系統に屬して奥書をも異にする三手文庫本や宗武本が實際に於て近衛北野屋代の諸本と著しく相違せることも明に看取せられる。次に八月號五二頁に引用した平田篤胤全集十二、古史徵一之卷に篤胤の用ゐた寫本を右の比較表に對照せ

しめて考へると、屋代弘賢本などは違つたもので寧ろ木版本の系統に近いやうに思はれる。従つて彼の宣傳も第廿二章を除けば屋代本に據らなかつたと見なくてはならぬ。又第六章を引用しながら「凡治天下君者因準於先王之法則太古之傳和而治之矧又神孫之皇國乎」としてゐるなどは第廿二章の引用と同一の省略法である。

以上が今日迄に私の知り得た偽作されたる菅家遺誠の後世に及ぼせる廣義の影響の殆ど凡てである。後日更に重要な史料が発見されな限らないから輕卒に結論すべきではないが、大體に於て次節に述ぶべき竄入の兩章に比べて著しく微力なものであり、その中の比較的重要な影響と雖も大部分は兩章竄入年代以後の現象であることは斷言し得ると思ふ。

### 第二節 竄入せる兩章特に和魂漢才説の影響

第廿一第廿二の兩章は文化文政以後の尊内卑外、尊王攘夷といふ時代思潮に乗じたのと、古來文道之大祖風月之本主として尊崇されたる菅公のものといはれる菅家遺誠に竄入されたが爲めに各方面に強い影響を與へた。而して二章共通のものも少くないが、多くは第廿二章を主としたもので特に和魂漢才の四字をその中核とした。之を學派に別けて考察すると明治以前にあつては(一)平田大國の學統(二)天滿宮

及び學習院關係者を最も有力なものとする。中には師承の分明しないものもある。外に和魂のみとして、又は右の如き思想としての影響、及び直接の影響とは斷せられないが大體同じ思想の系統と思はれるものも相當多くある。前節に述べた遺誠そのものゝやうな微力な影響ではなくて、質的にも量的にも極めて大なるものである。單に和魂のみとしての分と、明治以後の分とを除いても尙八九十頁を要する程の資料があるから、後日今迄の分の不備を補訂しながら一冊子としてまとめる時に改めて發表したいと思ふ。

以上四回に互つた論文に於て私の最初企圖したものゝ大半を述べたのであるが、頁や研究の都合で後日に譲つたものは中篇第一章、後篇第一章及び第二章の第二節である。次に前號迄の不備の點の主なるものを補訂してこの稿を閉づることゝする。

六月號五頁 東坊城家本に就いては京都府圖書館所藏の同家書目録參看

九 頁 賀茂清茂の事は八月號四一頁三手文庫本の條參看

一二頁 屋代弘賢本は徳島縣立光慶圖書館に所藏されてはあるが未だ正式に寄託されたものではなく、蜂須賀家と徳島縣との間に或る事情の介在するが故

に今尙整理に着手されず従つて全然公開されてはゐない。私は八月廿四日館員の御厚意によつて幸、親しく之を手にして校合する事が出来たけれども例の張り紙の部分を撮影するが如きは遠慮せざるを得なかつた。大體に於て先に發表したのに近いけれども條件が複雑であるから、この張り紙が竄入の最初のものであるか否かは簡單に斷言し得ない。詳細は後日發表したいと思ふ。

二〇頁 曼殊院本については七月號三〇頁に山田氏の話を補つておいた。

二二頁 寫本に就いては其の後發見せるものを八月號四一頁以下に解説した。

七月號四三頁 明治六年版については本號三十六頁に家藏本を解説した。

同 頁 三十二條本については本號四十七頁に管見を述べた。

四九頁 大阪天滿宮の石碑は八月二十三日に拜見した。兄弟畫師の父光孚も同社拜殿の三十六歌仙畫像の左右に見事な松梅を描いてゐる。

八月號五三頁 宣長の和魂に付いては、稿本全集二の五一〇頁にある寛政三年正月十五日付横井十郎左衛門あて書簡(この一文村岡典嗣氏の御示教に負ふ)に白川侯の事を、

右侯尤倭魂、もおはする御方とは被存候へ共先は専ら漢學をむねと御好ミ之御

事に御座候へは私著述物ナドハ御氣に合申間敷歟之様に被存候

とある外に宣長が寛政十年十月の廿一日のゆふべに書をへぬといふうひ山ふみ全集第四六〇—六二六頁の二十數頁中に七ヶ所まで用ゐてゐるのを補つておく。

古事記書紀二典の上代の卷々をくり返しよくよみ、それと相まじへて入學のはじめより、神代正語、直日のみたま、玉矛百首、玉くしげ、葛花などをよめば二典の事跡に道の具備はれることも道の太むねも大抵に合點が行くであらうとして、

又伴の書どもをよくよまばやまとだましひよく堅固まりて漢意におちいらぬ衛にもよかるべきなり、道を學ばんと心ざすもがらは第一に漢意儒意を清く濯ぎ去てやまと魂をかたくする事を要とすべし(六〇二頁)

といひ古書の讀書力をつける爲めに漢籍をもまじへよむべしとしながら、

但しからぶみを見るには殊にやまとだましひをよくかためおきて見ざればかのふみのことよきにまごはさるゝことぞ、此心得肝要なり(六〇三頁)

と注意し、皇國の事の學を和學或は國學などいふならひがあるけれども、いたくわろさいひざまである。みづからの國のことであるから皇國の學をこそたゞ學問といつて、漢學をこそ分て漢學といふべきである。それももし漢學のことゝまじへいつ

てまざるゝところでは皇朝學などはいひすべきを、和學國學などいふのは皇國を外にしたるいひやうである。もろこし朝鮮於蘭陀などの異國よりこそさやうにもいふべきであつてみづから我國のことを然かいふべきよしはない。といふことを詳述した後に

此事は山跡魂をかたむる一端なる故にまづいふなり(六〇四頁)

といつてゐる。千有餘年世の中の人の心の底に染み着いてゐる漢意儒意といふ痼疾は容易に除け難く、道をとくに儒意を交ふことの悪きをさとつて之を破する人すらなほ清くこれを免れ得ずしてその説く所畢竟は漢意に落ちてゐる。かくの如くなる故に道を知るの要はまづこれを清くのぞき去るにあるとして、

これを清くのぞきさらでは道は得がたかるべし、神學の輩まづ此漢意を清く除き去つてやまとたましひを堅固くすべきことはたとへばものゝふの戰場におもむくにまづ具足をよくし身をかためて立出るがごとし、もし此身の固めをよくせずして、神の御典をよむときは甲冑をも着ず素膚にして戦ひてたちまち敵のために手を負ふがごとくかならずからごゝろに落入べし(六〇八頁)

といひ

漢籍を見るも學問のために益おほしや、まど魂だによく堅固まりて動くことな  
ければ晝夜からぶみをのみよむといへどもかれに惑はさるゝうれひはなきな  
り、然れども世の人とかく倭魂かたまりにくき物にてから書をよめばそのこと  
よきにまごはされてたじろきやすきならひなり云々(六一三頁)

といつてゐる。

四四頁 明治三十五年刊菅公論纂の萩野博士の論文參看

五五頁 嘉永五年寫の明道書天保十三年寫の和泉眞國 村田春海答問書參看(京大國文研 究室所藏)

五六頁 平田篤胤全集四、玉禪九之卷三六八頁參看

五八頁 侍從信禮シヅメの和魂邇教の外に和魂邇教山口朶シヅメを鈴鹿三七氏から借覽し  
たからこゝに補つておく。

六〇頁 今北洪川師の學統に就いてはその門流なる間宮英宗師からも篤胤と  
は御縁は無かつたやうに思ふとの御返事を頂いた。

頁 行 誤

六月號 一 三 根本史料

七 九 家殺

正

菅家遺誠の諸本及び和魂漢才碑

定殺

〃	一	一	かゝるからその頃までは現存してゐたと思はれるがその後	が(野宮家の舊臣山本臨乘氏夫妻の談による)
一四	八	如	加	
一六	一	出で	出でて	
一七	一四	あふま	あふき	
一八	八	直阿	眞阿	
〃	〃	光東	光乘	
〃	一四	清三郎	浩三郎	
二一	八	北野文叢本宗淵傳	北野誌卷首宗淵小傳	
七月號二八	三	遺誠	遺誠	
八月號四七	五	やう	よう	
四八	一	起	記	
五八	九	中將	中條	
六三	一	兩草	兩章	
六六	一〇	前	二則	

(大正十四年九月八日摺筆、この貧しい研究に直接間接御示教を賜はつた各方面の諸先生諸先輩に衷心の感謝を捧げる)